

観観資第343号
平成30年1月4日
一部改正 観参第826号
平成31年4月10日
一部改正 観参第303号
令和元年7月1日
一部改正 観国観第131号
令和5年2月28日
一部改正 観国観第51号
令和6年6月27日

各都道府県観光担当部長 殿

観光庁国際観光部国際観光課長

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について

「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第50号）の施行により、別添のとおり「全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について」を定めたので、その旨了知されるとともに事務取扱に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知により、「通訳案内士及び地域限定通訳案内士の登録について」（平成18年3月31日付国総旅振第633号）、「沖縄特例通訳案内士の登録について」（平成24年8月9日付観観資第119号）、「福島特例通訳案内士の登録について」（平成24年8月16日付観観資第116号）、「高山市中心市街地における中心市街地特例通訳案内士の登録について」（平成27年5月22日付観観資第22号）、「認定奄美群島市町村における奄美群島特例通訳案内士の登録について」（平成28年4月27日付観観資第30号）、「小笠原諸島における小笠原諸島特例通訳案内士の登録について」（平成28年4月27日付観観資第31号）及び「構造改革特別区域認定地域における地域限定特例通訳案内士の登録について」（平成28年4月27日付観観資第32号）は廃止する。

全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等について

[凡例]

- 法 通訳案内士法（昭和24年法律第210号）
規則 通訳案内士法施行規則（昭和24年運輸省令第27号）
改正法 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（平成29年法律第50号）

第一 登録の申請

（法第20条第1項（法第57条において準用する場合を含む。）、規則第16条（規則第36条において準用する場合を含む。）関係）

1. 登録の申請の手続

登録の申請手続は、原則として、全国通訳案内士にあつては都道府県、地域通訳案内士にあつては、法第54条第3項の同意を得た市町村又は都道府県（当該市町村又は都道府県が2以上である場合には、当該同意を得た同条第1項に規定する地域通訳案内士育成等計画において定めた同条第2項第3号に規定する1の市町村又は都道府県。以下同じ。）の窓口において、申請者本人が行うものとする。

2. 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語（中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。）と英語を併記することとする。日本語・英語での具体的な記載方法については次のとおりとする。

記載例

		氏 名	住 所
日本国籍を有する者	日本語	住民票等に記載されているもの	住民票等に記載されているもの
	英語	上記内容をローマ字で記載	記載不要
外国人登録を受けた者	日本語	登録されているものを漢字又はカタカナで記載	登録されているもの
	英語	パスポートに記載されているもの	記載不要
非居住者	日本語	漢字又はカタカナで記載	漢字又はカタカナで記載
	英語	パスポートに記載されているもの	英語又はローマ字で記載

3. 健康診断書について

規則第16条第2項第1号の健康診断書については、医師法（昭和23年法律第201号）による医師免許の交付を受けた者による健康診断書（別紙1の項目を盛り込むことを原則とする。）とする。

第二 非居住者の登録関係

(規則第13条(規則第36条において準用する場合を含む。))関係)

1. 非居住者の代理人の要件

- (1) 規則第13条第1項の「当該非居住者と業務上密接な関係を有する者」とは、当該非居住者について、日常的に通訳ガイドとしての手配を行う者(登録が行われることを条件に手配を行うことを予定している者を含む。)とする。その者は当該非居住者との間で手配契約(条件付のものを含む。)を結んでいる必要があるが、旅行業法に基づく登録を受けた旅行者であるか否か、個人か法人かは問わない。
- (2) 代理人となることを了承しているかどうかの確認に万全を期するため、代理人は、非居住者がその代理人を登録する手続を行う際に、当該非居住者とともに都道府県等の窓口に出向くこととする。
- (3) 代理人は次に掲げる行為を当該非居住者に代わって行う責務を負う。ただし、①から③まで及び⑥の行為については、当該非居住者の作成した書類を当該非居住者に代わって提出するのみで、提出書類の作成義務までは負わない。
- ① 登録事項の変更の届出をすること
 - ② 登録証の再交付の申請をすること
 - ③ 業務の廃止等に関する届出をすること
 - ④ 登録の取消し等の際の通知を当該非居住者へ連絡すること
 - ⑤ 業務に関し報告を行うべき旨を当該非居住者へ連絡すること
 - ⑥ 業務に関し報告を行うこと 等

2. 非居住者たる全国通訳案内士の登録申請を受理した場合等における観光庁への連絡

非居住者たる全国通訳案内士の二重登録を防止するため、以下のとおり、非居住者たる全国通訳案内士の登録申請受理時及び登録時において、国との間で必要な情報を共有することとする。

なお、非居住者たる地域通訳案内士においては、当該連絡は不要とする。

- (1) 都道府県が非居住者たる全国通訳案内士の登録申請を受理した場合には、以下の事項について観光庁に照会することとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 住所
 - ④ 合格した外国語の種類
 - ⑤ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- (2) 都道府県が非居住者たる全国通訳案内士の登録を行った場合には、以下の事項を観光庁に連絡することとする。
- ① 氏名
 - ② 生年月日
 - ③ 住所
 - ④ 登録番号及び登録年月日
 - ⑤ 合格した外国語の種類
 - ⑥ 代理人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

3. 当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面
規則第16条第2項第5号の「当該非居住者を代理する権限を付与したことを証する書面」は、別記様式によることとする。
4. 住民票の抄本に代わる書面
規則第16条第3項の「これに代わる書面」として提出する書面はパスポートの写しとし、当該写しが真正なものであることを確認するため、合わせてパスポートの原本を提示させることとする。

第三 登録の拒否

(法第21条(法第57条において準用する場合を含む。)、規則第17条(規則第36条において準用する場合を含む。))関係)

登録を拒否するかどうかを決定するときの手続については、以下の措置を参考にして適切な対応をお願いしたい。

1. 医師の健康診断書による精神の機能の障害の有無等の確認
都道府県若しくは法第54条第3項の同意を得た市町村又は都道府県が申請者の精神の機能の障害の有無や現に受けている治療等の内容の確認に際しては、施行規則第16条第2項第1号(規則第36条において準用する場合を含む。)に基づき登録申請書に添付される健康診断書(別紙1)の内容をベースとする。
また、精神の機能の診断にあたっては、DSM-IV(精神障害の診断・統計マニュアル)のような、機能全般を網羅的に診断できるマニュアルを用いて正確かつ客観的に診断されるよう指導することとする。
2. 意見聴取
登録を申請した者が、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)であると認め、登録を拒否することとするときは、あらかじめ当該申請者にその旨を通知し、その求めがあったときは、都道府県知事若しくは法第54条第3項の同意を得た市町村又は都道府県の長の指定する職員をしてその意見を聴取させなければならないものとする。
なお、都道府県知事の指定する職員とは、都道府県等の担当者及び都道府県等において選任した非常勤の専門家とする。専門家については、
 - ① 全国通訳案内士にかかる専門家、
 - ② 当該申請者の有する障害に精通した専門家、
 - ③ 全国通訳案内士又は地域通訳案内士の養成、教育に係る専門家等の中から指定するものとする。
具体的な意見聴取の手続きについては、別紙2に基づき行うものとする。

第四 通訳案内に関する研修

(法第30条第1項関係)

1. 登録研修機関が実施する通訳案内研修の受講
全国通訳案内士は、法第30条第1項の規定により、5年毎に登録研修機関

が実施する通訳案内に関する研修（以下「通訳案内研修」という。）を受講することとしている。そのため、各都道府県においては、全国通訳案内士が研修を受講した登録研修機関名や受講年月日等に関する情報（以下「研修受講状況」という。）について把握しておく必要がある。

2. 研修受講の確認

1. の把握にあたっては、観光庁において登録研修機関から研修受講状況に関する報告を受け、それを各都道府県に対して情報提供していくので、適宜活用されたい。

3. 研修受講状況が不明な場合

施行規則第19条第2項の規定に基づく届出等により、研修受講状況が不明な場合は、全国通訳案内士に対して研修受講に係る修了証明書の写しの提出を求め、旧住所地を管轄する都道府県に問い合わせる等の適切な措置を講じることにより、把握されたい。

第五 登録の取消し等

1. 登録の取消し

（法第25条（法第57条において準用する場合を含む。）関係、規則第22条（規則第36条において準用する場合を含む。）関係）

（1）全国通訳案内士及び地域通訳案内士が法第25条各号に該当する場合又は法第21条第1項に該当するに至った場合には、同条に基づき、登録の取消しを行うこととする。

（2）各都道府県内で登録されている全国通訳案内士が法第30条第1項等の規定に違反している場合には、電話、手紙等合理的な手段により、全国通訳案内士又はその代理人に対して速やかに通訳案内研修を受講するよう指導する。なお、当該指導は状況に応じて複数回実施することとする。

上記指導を行っても、同項等に違反している状態が続いている場合には、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく聴聞を行った上で、法第25条第3項に基づき、登録の取消し等の対応をされたい。この場合、処分までの間に、全国通訳案内士が通訳案内研修を受講する旨の意思を示している場合や、病気等により速やかな通訳案内研修の受講が難しい環境にある等の特別な事情を考慮するなど、全国通訳案内士からの聴取内容等に基づき、適切に対応されたい。また、地域通訳案内士に対して法第57条において準用する法第25条第3項に基づく登録の取消し等を行う場合の手続きについても同様とする。

（3）（2）の「法第30条第1項の規定に違反」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

- ① 改正法施行前に登録した全国通訳案内士にあつては、改正法施行日（平成30年1月4日）から5年以内に通訳案内研修を受講していない者
- ② 改正法施行日以降に登録した全国通訳案内士にあつては、登録年月日から5年以内に通訳案内研修を受講していない者
- ③ 全国通訳案内士が最後に受けた通訳案内研修の受講した日から5年以内に通訳案内研修を受講していない者。

2. 登録の消除

(法第26条(法第57条において準用する場合を含む。))関係、規則第21条(規則第36条において準用する場合を含む。))関係)

(1) 規則第21条第1号及び第2号に基づく届出があった場合

全国通訳案内士及び地域通訳案内士(代理人を含む。))から、規則第21条第1号及び第2号に基づく届出がなされた場合には、法第26条に基づく登録の消除を行うこととする。

(2) 全国通訳案内士及び地域通訳案内士と連絡が取れなくなった場合

全国通訳案内士及び地域通訳案内士と連絡が取れない状態となった場合(非居住者たる全国通訳案内士及び地域通訳案内士とその代理人との間で連絡が取れない状態となった場合も含む。))には、本人の所在又は生死の確認のため、電話、手紙、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく生存の事実の確認のための本人確認情報の利用等合理的に必要なとされる手だてを講じた上で、死亡が確認された場合には、法第26条に基づき、登録の消除を行うこととする。

なお、この場合において、上記手だてを講じた上で、本人の所在が明らかになった場合には速やかに変更の届出等所要の手続きをとることを促すこととする。

第六 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿について

(法第19条(法第57条において準用する場合を含む。))、規則第15条(規則第36条において準用する場合を含む。))、別記第3号様式及び別記第9号様式関係)

1. 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿への登録

登録は、各言語別に登録番号を附して行うこととする。従って、複数の言語について登録を受けている者は言語ごとに登録番号を交付されることとなる。

登録番号の付し方は以下のとおりとする。

言語の種類2桁+通し番号5桁の7桁の言語ごとの通し番号

言語の種類2桁は以下の言語ごとに以下の記号を附すこととする。

英語：EN フランス語：FR スペイン語：SP ドイツ語：GE 中国語：CH

イタリア語：IT ポルトガル語：PO ロシア語：RU 韓国語：K0 タイ語：TH

(例) 第EN00001号

2. 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿における年号の表記について

全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿における年号については西暦で表記するものとする。

3. 通訳案内士登録簿等の全国通訳案内士登録簿等への書き換えについて

改正法附則第3条第7項及び第21条第3項により、改正法施行前の通訳案内士登録簿及び各特例法に基づく地域限定通訳案内士登録簿等は、全国通訳案内士登録簿又は地域通訳案内士登録簿とみなすこととしており、その書き換えを要しない。

第七 全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿の閲覧について

(法第27条(法第57条において準用する場合を含む。))関係)

1. 閲覧の申請について

全国通訳案内士登録簿及び地域通訳案内士登録簿は、都道府県等の窓口において、閲覧の申請があった場合に限り当該申請者の閲覧に供することとする。

閲覧の申請に当たっては閲覧者の氏名、連絡先、利用目的などを申告させるとともに、身分証明書を提示させるなど、情報の不正な利用がなされぬよう留意するものとする。

2. ホームページ等による情報公開について

都道府県等においてホームページに全国通訳案内士登録簿又は地域通訳案内士登録簿の内容を掲載しようとする場合にあっては、登録事項のうち本人の同意を得た事項のみ掲載することとする。

3. 地域通訳案内士登録簿の共有等について

複数の市町村又は都道府県が共同で地域通訳案内士育成等基本計画を策定する場合、地域通訳案内士登録簿は一つの市町村又は都道府県に備えることとなるが、地域通訳案内士に関する登録情報は、基本計画を共同で策定した全ての市町村又は都道府県にあることが望ましいことから、地域通訳案内士登録簿の写しを共有するとともに、共有された地域通訳案内士登録簿について閲覧の申請があった場合にも適宜対応をされたい。また、地域通訳案内士から登録事項の変更届出がなされた場合においても、申請者の利便を踏まえ、地域通訳案内士の住所がある市町村又は都道府県の窓口で手続きを行うことが可能となる措置を講じることが望ましい。

第八 全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証について

(法第22条(法第57条において準用する場合を含む。)、規則第18条(規則第36条において準用する場合を含む。)、別記第5号様式及び別記第11号様式関係)

1. 全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証の交付について

全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証は各言語につき1枚発行することとする。従って、複数の言語について登録を受けている者は言語ごとに登録証の交付を受けることとなる。

2. 全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証における年号の表記について

全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証における年号については西暦で表記するものとする。

3. 通訳案内士登録証から全国通訳案内士登録証等への切替えについて

(改正法附則第3条第8項及び第21条第4項関係)

改正法附則第3条第8項及び第21条第4項各号により、改正法施行の際に現に交付されている通訳案内士登録証及び地域限定特例通訳案内士登録証等は、全国通訳案内士登録証又は地域通訳案内士登録証とみなすこととしている。そ

のため、施行日以降に全国通訳案内士登録証又は地域通訳案内士登録証への切替えは必要ないが、希望者は、通訳案内士登録証と引換えに全国通訳案内士登録証、地域限定特例通訳案内士等の登録証と引換えに地域通訳案内士登録証の交付を受けることができる。

4. 全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証の様式について

全国通訳案内士登録証及び地域通訳案内士登録証の様式については、以下のとおりとし、その作成にあたっては、ラミネート加工を施すなどできるだけ耐久性を高めたものとされたい。

(1) 全国通訳案内士登録証

全国通訳案内士登録証の様式は別記様式1のとおりとし、様式中の斜線部分については水色に着色するものとする。

(2) 地域通訳案内士登録証

地域通訳案内士登録証の様式は別記様式2のとおりとし、様式中の斜線部分については橙色に着色するものとする。

また、表面の表題部の空欄には、法第54条第3項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める地域独自の名称を記載することとし、その記入にあたっては以下の名称を参照しつつ、その上段には英語の名称を、下段には地域名等の業務区域名とする。

【参照】

(上段部)

- ・○○○ Pre. (City) Licensed Guide Interpreter
- ・○○○ Area (Zone) Licensed Guide Interpreter 等

(下段部)

- ・○○県(市)地域通訳案内士
- ・○○エリア(地区)地域通訳案内士 等

第九 その他

全国通訳案内士や地域通訳案内士の就業機会を確保する観点から、観光庁において、旅行業者等が一括して有資格者を検索できるデータベース(通訳案内士登録情報検索システム)を構築しているところである。また、全国通訳案内士の通訳案内研修の受講状況についても、観光庁において登録研修機関から研修受講状況に関する報告を受け当該システムに反映することにより、研修受講状況を容易に把握することが可能となっている。そのため、新たに登録を行った全国通訳案内士や地域通訳案内士については、その登録情報を当該システムに入力するとともに、既登録者も含めて、登録事項に変更があった場合には、システムにおいても修正する等の対応をされたい。

また、当該システムにおける全国通訳案内士等の登録情報は、初期設定で非公開としているため、各全国通訳案内士の情報を公開するためには、都道府県から各全国通訳案内士のメールアドレスを入力する等の設定が必要である。そのため、全国通訳案内士等から当該システムに関して情報を公開したい等の相談がなされた場合には、適宜ご対応されたい。

附 則(平成30年1月4日観観資第343号)

この通達は、平成30年1月4日より適用する。

附 則（平成31年4月10日観参第826号）

- 1 この通達は、平成31年7月1日から適用する。ただし、別紙1の改正規定は、平成31年4月10日から適用する。
- 2 この通達による改正前の別紙1に規定する様式による書面については、この通達による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和元年7月1日観参第303号）

この通達は、令和元年7月1日から適用する。

附 則（令和5年2月28日観国観第131号）

- 1 この通達は、令和5年2月28日より適用するものとする。
- 2 この通達による改正前の別記様式2及び別記様式3に規定する様式による書面については、この通達による改正後の様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（令和6年6月27日観国観第51号）

この通達による改正後の全国通訳案内士及び地域通訳案内士の登録等についての規定は、令和6年4月1日より適用するものとする。

(表面)

健康診断書

氏名		性別	男	女
生年月日	年 月 日	年齢		
<p>上記の者について、下記のとおり診断します。</p> <p>1. 精神機能の障害</p> <p><input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり</p> <p>※「あり」に該当する場合には、①病名、②現に受けている治療の内容及び③治療を受けている状態であれば、通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができるか否か、また、今後障害の程度が軽減すると見込まれるか否か、を記載すること。</p> <p>※詳細については、別紙も可。</p>				
診断年月日	年 月 日			
医師	病院、診療所等の名称			
	所在地	TEL		
	氏名	印		

※裏面もご確認ください。

(裏面)

健康診断書の作成に当たっては、通訳案内士法に規定する業務内容等に十分留意すること。

○通訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）（抄）

第一章 総則

（業務）

第二条 全国通訳案内士は、報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。以下同じ。）を行うことを業とする。

2 地域通訳案内士は、その資格を得た第五十四条第二項第一号に規定する地域通訳案内士業務区域において、報酬を得て、通訳案内を行うことを業とする。

第二章 全国通訳案内士

第三節 全国通訳案内士の登録

（登録の拒否）

第二十一条 都道府県知事は、前条第一項の規定による登録の申請をした者（以下「申請者」という。）が全国通訳案内士となる資格を有せず、又は心身の障害により全国通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの（※）に該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

2 （略）

※国土交通省令で定めるもの：精神の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれるものを除く。）

第三章 地域通訳案内士

第一節 地域通訳案内士育成等基本指針等

（地域通訳案内士育成等計画）

第五十四条 （略）

2 （略）

一 地域通訳案内士にその業務を行わせる区域（以下「地域通訳案内士業務区域」という。）

二～四 （略）

3～6 （略）

第三節 地域通訳案内士の登録

第五十七条 前章第三節の規定は、地域通訳案内士の登録について準用する。（以下略）

登録を拒否しようとする場合の意見聴取手続について

(登録を拒否しようとするときの通知)

1. 都道府県知事等は、登録の申請者(以下「申請者」という。)が、精神の機能の障害により通訳案内の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。)であると認め、登録を拒否しようとするときは、あらかじめ申請者に対し、以下の事項を通知しなければならない。
 - (1) 登録を拒否することとすること
 - (2) 登録を拒否することと判断した理由
 - (3) 意見聴取を希望する場合には、都道府県等の職員等が意見を聴取する機会を設けること。
その場合、30日以内に書面で申し立てしなければならないこと
 - (4) 出頭に代えて意見書を提出することができること
 - (5) 意見聴取を希望しない場合は登録を拒否する旨の決定がなされること
 - (6) 担当課連絡先

(意見聴取を希望した場合の通知)

2. 申請者が1. の通知を受けて意見聴取を希望した場合には、都道府県知事等は申請者に対し、以下の事項を通知しなければならない。
 - (1) 意見聴取の期日及び場所
 - (2) 意見聴取の際には参考書類等を提出することができること
 - (3) 期日への出頭に代えて意見書を提出することができること

(意見聴取の期日又は場所の変更)

3.
 - (1) 都道府県知事等が2. の通知をした場合において、申請者はやむを得ない理由がある場合には、都道府県等に対し、説明等の期日又は場所の変更を申し出ることができる。
 - (2) 都道府県知事等は、前項の申出により、又は職権により、説明等の期日又は場所を変更することができる。
 - (3) 都道府県等は、前項の規定により説明等の期日又は場所を変更したときは、速やかに、その旨を申請者に通知しなければならない。

(代理人)

4. 申請者は、代理人を選任することができる。

(意見聴取の実施)

5. (1) 都道府県知事等が指名する職員(以下「担当職員」という。)は、意見聴取の期日において、登録を拒否する旨及びその理由について説明し、それに対して申請者の意見を聴かなければならない。
- (2) 意見聴取の際には、担当職員の他に専門家等を加え、必要に応じて意見を求めるものとする。
- (3) 前項の手続は、都道府県等が公開することを相当と認めるときを除き、公開しない。

年 月 日

代理権限授権書

申請者(甲)

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

代理人(乙)

住 所

氏 名

印

生年月日 年 月 日生

甲は、乙に対して、通訳案内士法及び関係法令に定められた登録に関する一切の行為につき、甲を代理する権限を付与いたします。

乙は、通訳案内士法及び関係法令に定められた登録に関する一切の行為につき、甲に代わって責任を持って行うことを承諾し、甲が関係法令を遵守することを責任をもって保証します。

また、乙は全国通訳案内士登録簿(地域通訳案内士登録申請にあつては地域通訳案内士登録簿)に代理人として氏名・住所が記載され、公衆の閲覧に供されることを了解するとともに、住所等連絡先に変更がある場合は遅滞なく届け出ることを約束致します。

(添付書類)

○登録者本人と代理人が業務上密接な関係を有することを証する書面(契約書の写し等)

※ 代理人が法人の場合には、「住所」は「法人の所在地」、「氏名」は「法人名及び代表者名」と読み替え、生年月日は記載しないこととする。

備考 氏名を記載し、押印することに代えて署名することができる

(日本産業規格 A列4番)

全国通訳案内士登録証

(表面)

5.4センチメートル

National Government Licensed
Guide Interpreter
全国通訳案内士登録証

Cert.No. 登録番号
第 号

Name 氏名

Language 合格外国語

Date of Registration 登録年月日

Governor of
都道府県知事 印

3.0センチメートル

2.4センチメートル

写真

押出し
スタンプ
又は印

8.6センチメートル

(裏面)

5.4センチメートル

Date of Birth 生年月日

交付年月日
年 月 日

住 所

代理人 (非居住者に限る。)

備 考

8.6センチメートル

地域通訳案内士登録証

(表面)

(注) 表題部の空欄には、法第五十四条第三項の同意を得た市町村又は都道府県の長が定める名称を記載すること。

(裏面)